

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処分の概要：特定遊興飲食店営業たる法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 風営適正化法施行規則 第1条（書換え申請書の提出） 第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：